



島根県報

平成19年 2 月20日 (火)

号外 第 5 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

平成18年度財政的援助団体等監査の結果の公表

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律67号）第199条第 7 項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成19年 2 月20日

島根県監査委員	藤 山	勉
同	絲 原	徳 康
同	山 崎	悠 雄
同	谷 本	敏

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の主旨

財政的援助団体等は、県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの、県が資本金、基本金等を出資しているもの及び公の施設の管理を行わせているものをいう。

本監査の目的は、財政的援助等を行っている所管課及び団体を監査し、県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査するものである。

なお、財政的援助団体等監査の根拠規程及び説明等については別表 1 のとおりである。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として 1 千万円以上の補助金等（交付金、負担金及び利子補給金を含む。）を交付しているか、貸付又は損失補償をしている団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資している団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

県が公の施設の管理を行わせている団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、県庁各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					公の施設 管理委託
		財 政 的 援 助			出 資	債務保証	
		補助金等	貸 付 金	損失補償			
財団法人	26	10	2	3	22		7
社団法人	11	8	1	1	4		2
学校法人	2	2					
社会福祉法人	25	25					
農林水産組合	6	1	5				
商工会議所 商工会等	59	59					
株式会社	10		3		4		6
その他	18	15	1		4	1	3
合 計	157	120	12	4	34	1	18

1 つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の26団体を選定し監査を実施した。

	団 体	所 管 課	財政的援助等の形態
1	(社)島根県私学教育振興会	総務課	出資

2	(財)ふるさと島根定住財団	地域政策課 青少年家庭課	出資・補助金
3	(財)島根県市町村振興協会	地域政策課	補助金
4	(社)島根県トラック協会	交通対策課	補助金
5	(財)しまね国際センター	文化国際課	出資
6	(社福)島根ライトハウス	地域福祉課	補助金
7	(社)松江市医師会	医療対策課	公の施設管理委託
8	(社)益田市医師会	医療対策課	公の施設管理委託
9	(財)島根県環境保健公社	医療対策課	出資・補助金・貸付金
10	(社福)恩賜財団済生会支部島根県済生会	地域福祉課 医療対策課	補助金
11	(社福)島根整肢学園	障害者福祉課	補助金
12	(財)島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	出資
13	(財)島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
14	(財)しまね産業振興財団	産業振興課 商工政策課 企業立地課	出資・補助金
15	島根県商工会連合会	経営支援課	補助金
16	東出雲町商工会	経営支援課	補助金
17	斐川町商工会	経営支援課	補助金
18	大社商工会	経営支援課	補助金
19	国府商工会	経営支援課	補助金
20	松江商工会議所	経営支援課	補助金
21	浜田商工会議所	経営支援課	補助金
22	大田商工会議所	経営支援課	補助金
23	安来商工会議所	経営支援課	補助金
24	平田商工会議所	経営支援課	補助金
25	(財)島根県建設技術センター	土木総務課 技術管理課	出資・損失補償
26	公立学校共済組合島根支部	福利課	補助金

3 監査の実施方法、対象年度、範囲及び実施年月日

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成17年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行っている団体にあつては、管理委託に係る会計事務の執行や施設の維持管理の状況を範囲とした。

(4) 実施年月日

監査は、「別表2 監査実施年月日」のとおり実施した。

第2 監査の結果

県においては、地方交付税の大幅な削減により構造的な財源不足の状態に陥っている。

平成16年10月には「中期財政改革基本方針」を策定し、おおむね10年後における収支均衡体質への転換に向け取り組むこととし、平成17年度と平成18年度の財政改革努力の結果、平成18年度当初予算における収支不足は当初の450億円から107億円まで圧縮されたところである。

しかしながら、国の「骨太の方針2006」等を踏まえ、平成18年9月に示された「中期財政見通し」によれば、今後の収支不足は、200億円台半ばで推移すると見込まれ、この状態のままでは早ければ平成21年度には基金が枯渇する恐れがあり、また平成19年度以降の地方財政対策は不透明であることから、その動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性がある。

本年度の監査にあたっては、県が出資している団体については出資目的に沿って事業が運営されているか、補助金等の財政的援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、管理委託業務が条例、契約書等に基づいて適正に行われているかなどの観点から監査を行ったところである。

監査結果は、監査結果（総括）及び 監査結果（個別）に掲げるとおりである。

本報告書に掲げた指摘事項及び運営の合理化に資する意見については、該当する所管課及び団体に対し文書により通知するとともに、県報掲載により公表する。

また、指示・指導事項については、該当する所管課及び団体に対し文書により通知する。

なお、その他改善を要すると認められた軽微な事項については、該当する所管課及び団体に対し口頭により注意した。

I 監査結果（総括）

1 指摘事項は、監査結果（個別）に掲げた指摘事項のなかから、その主なものを取りまとめたものである。

また、2 運営の合理化に資する意見は、運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見を取りまとめたものである。

1 指摘事項

(1) 出資している団体

ア 会計処理について

団体の会計処理については、公益法人会計基準に基づく会計に関する規程を整備することとされているが整備されていない団体、会計基準に基づいて記載すべき計算書類の注記事項がない団体があった。

また、会計科目の区分を誤っていたものや扶養手当の認定にあたって証拠書類がないまま認定していた団体があった。

イ 契約事務について

財務規程を県に準じて行うこととしているが、機器等の購入にあたって予定価格調書を作成していない団体、随意契約とする理由を記載していない団体があった。

ウ 物品の管理について

団体の会計処理規程に規定されている固定資産台帳や物品台帳を整備せず管理が不十分な団体、消耗品の実地棚卸を行っていない団体があった。

(2) 補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体

ア 会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていない団体があった。

(3) 公の施設の管理を行わせている団体

ア 会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていない団体があった。

2 運営の合理化に資する意見

(1) 団体

ア 新公益法人制度への対応について

現行の公益法人制度は、民法制定以来抜本的な見直しが行われていなかったことや公益性の判断基準が不明確であること、また、公益法人の中には営利法人と類似した法人が存在し税法上の優遇措置を受けているなど多くの問題点があるため、これに対処する新しい公益法人制度を創設することとし、新たな法律が平成18年6月2日に公布された。

新公益法人制度は、平成20年度中に施行が予定され、移行期間は施行後5年とされている。

民法第34条に基づき県が設立許可をしている社団法人及び財団法人は、移行期間中に、国及び県に新設される民間有識者からなる合議制の評価機関において新たな法律で定める公益社団法人・公益財団法人として認定を受けるか、又は、国若しくは県から一般社団法人・一般財団法人として認可を受ける必要がある。これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

また、新公益法人制度における公益法人として認定を受けるための18の基準と23の公益目的事業の種類が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定められている。

については、団体はこれらの基準や事業に適合するか現状を分析・検証するとともに、今後の法人としてのあり方を検討し新公益法人制度への対応について準備を進められたい。

注：平成18年6月2日公布された新しい公益法人制度に関する法律

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

イ 新公益法人会計基準への対応について

平成18年4月から適用された新公益法人会計基準では、公益法人の事業活動や財務内容の透明化を図るために、企業会計的手法を取り入れた貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等から構成される財務諸表を作成し、国民に理解しやすい財務情報を提供することとしている。

今回監査した県が出資している団体の中には、新公益法人会計基準に基づく会計処理がされていないものがあつたので、速やかにこの基準に基づく会計処理をされたい。

ウ 運用財産の取崩への対応について

今回監査を実施した県が基本財産を出捐している団体において、この基本財産を運用財産に振り替えて事業を行っている団体があつたが、このような状態が続くと将来的には事業に支障が生ずることが想定される。

については、事業の選択と集中を図り人件費を始めとする経費の削減を徹底するとともに、財源確保について県と一体となって検討されたい。

エ 役員会における本人出席率の向上について

今回監査を実施した県が出資している団体において、役員会への本人の出席率の低い団体があつた。

多くの重要課題を解決するためには、役員による深い議論が行われることが重要であることから、本人出席率が向上するよう取り組まれたい。

オ 会計処理の適正化について

今回監査を実施した県が出資し、又は補助金等を交付している団体において、会計処理の状況を見ると出納責任者が設置されていない団体や執行の意思決定者と出納事務の責任者が同一の団体があつた。

会計処理を適正に行うためには、責任の所在を明らかにするとともに少なくとも執行の意思決定者と出納事務の責任者を分け、内部牽制が発揮できるよう検討されたい。

カ 会計に関する規程の整備について

今回監査を実施した県が出資し、又は補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている団体にお

いて、会計に関する規程が全く整備されていない団体があった。

これらの団体は、県からの財政的援助等を受けて事業を行っていることから、公正性及び経済性の確保を図るため、速やかに会計に関する規程を整備されたい。

(2) 所管課

ア 新公益法人制度への対応について

新公益法人制度についての概要は、団体に対する運営の合理化に資する意見に記述したとおりである。

所管課は、団体が新公益法人制度へ円滑に移行できるよう適切に指導をされたい。

イ 新公益法人会計基準への対応について

新公益法人会計基準についての概要は、団体に対する運営の合理化に資する意見に記述したとおりである。

所管課は、団体が速やかに新公益法人会計基準を導入するよう指導されたい。

ウ 公益法人に関する事務処理について

公益法人の事務処理について、「公益法人管理台帳作成要領」に基づく台帳の記載内容の更新が不十分なものがあつた。

については、この要領に基づいた適正な事務処理に努められたい。

II 監査結果（個別）

1	団 体 名	(社)島根県私学教育振興会	所 管 課	(総務部)総務課
---	-------	---------------	-------	----------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和39年12月 7 日（経過年数：41年）

(2) 目的

この法人は、島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 貸付事業の原資に充てるために出資する。

イ 出捐金額 110,000千円（県出資比率：42.3%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

会計に関する規程の整備について

公益法人会計基準に基づく会計に関する規程が整備されていなかった。

扶養手当の認定について

被扶養者の所得要件等を判断する証拠書類がないまま、職員の扶養手当を認定していた。

イ 運営の合理化に資する意見

業務内容及び財務等に関する情報の公開について

公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人であり、社会経済において重要な役割を担うとともに、社会的責任を有しているため、業務内容及び財務等に関する情報を自主的に開示することが望まれている。

今後、団体は、より公益性を発揮するためにも、定款、事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支計算書

等の業務内容及び財務等に関する情報をホームページ等により公開されたい。

2	団 体 名	(財)ふるさと島根定住財団	所 管 課	地域政策課 青少年家庭課
---	-------	---------------	-------	-----------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 4 年 9 月 3 日 (経過年数 : 14年)

(2) 目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年層の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からの U・I ターンの促進を図り、もって、本県における人口定住に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 400,000千円 (県出資比率 : 100%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 ふるさと島根定住支援補助金

㊦ 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、ふるさと島根定住財団の事業を補助し、もって活動の円滑な推進を図る。

㊧ 補助金額 201,400千円

イ 補助金名 少子化対策活動支援事業費補助金

㊦ 内容

少子化対策に向けた取り組みを幅広く進めるために、ふるさと島根定住財団を通じて、民間団体等への活動支援及び結婚対策事業等を実施することにより、少子化対策の推進を図る。

㊧ 補助金額 13,400千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

定住財団の役割と組織体制について

団体は、本県の人口減少に歯止めをかけなければならないとの危機感を背景に、人口定住のための事業を総合的に推進する機関として設立され、県の補助を受けて就職支援や U・I ターン支援など、定住促進に向けた先導的的事业に取り組むとともに、近年は県内就職を促進するための求職活動援助事業などの受託事業にも取り組み、県内定住に一定の成果を上げ高い評価を得ている。

しかしながら、若年層の県内就業に寄与してきた国からの受託事業が、平成18年度をもって終了することになるので、この事業の成果を踏まえ、団体の新たに担うべき役割と組織体制のあり方について団体とともに検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

物品の管理について

団体の会計処理規程第49条第 2 項で規定する消耗品の实地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

「ジョブカフェしまね」の事業について

「ジョブカフェしまね」で実施している若年者就業支援事業は、若年層の県内就業の促進に一定の成果をあげ、人口定住にも寄与しているが、国からの受託事業部分が平成18年度をもって終了する。

しかしながら、受託事業のメニューの中には継続が必要なものがあると考えられるので、県と一体となって個々の事業を検証し、実施体制も含めて検討されたい。

3	団 体 名	(財)島根県市町村振興協会	所 管 課	地域政策課
---	-------	---------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和54年 4 月 1 日 (経過年数 : 27年)

(2) 目的

市町村の健全な発展を図るために必要な諸事業を行い、もって地方自治の振興に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 交付金名 市町村振興交付金

イ 内容

市町村振興宝くじに係る収益金をもって、市町村の健全な発展を図り住民福祉の増進に資するための経費を交付する。

ウ 助成金額 656,534千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

宝くじ収益金の配分方法について

(財)全国市町村振興協会(以下「全国協会」という。)が宝くじ収益金を都道府県に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)、人口割、販売実績割によって算定されている。

均等割については、配分額の市町村合併による激変を緩和するため平成17年 1 月 1 日の市町村数を基準とし、暫定的な市町村数を根拠としている。

今後、予定されている配分方法の見直しにあたっては、合併が進んだ都道府県が不利にならないよう全国協会や国に対し要望されたい。

また、団体がオータムジャンボ宝くじ収益金を市町村に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)及び人口割により算定されているが、この均等割の算定は、合併による大幅な増減が生じないよう全国協会の配分方法に準じて行われている。

については、配分方法の見直しにあたっては、配分が合理的に行われるよう団体を指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後 5 年以内に、一般財団法人として存続するのか、

公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択する必要がある。

今後、全国協会や各都道府県振興協会と連携し、新制度において公益性の認定を得るための対応について検討されたい。

基金の有効活用について

市町村に対して災害時における緊急融資事業や公共事業に低利で貸し付ける事業等を実施するため基金を設けているが、近年の合併後における市町村の融資ニーズが減少し、基金残高が増加する傾向にある。

団体は、市町村の資金需要の増加が今後見込めないことから、基金の一部を市町村職員の研修事業の充実に充てるなど、活用策について検討されたい。

4	団 体 名	(社)島根県トラック協会	所 管 課	交通対策課
---	-------	--------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和31年1月23日(経過年数:50年)

(2) 目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の緊密化を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県運輸事業振興助成補助金

イ 内容

軽油引取税の税率引き上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、当面これらの公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制等に資するとともに、もって地域社会の利便の増進に寄与するため補助する。

ウ 補助金額 118,799千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

契約書による契約の締結について

印刷物(1,138,500円)の契約において、経理規程第22条に定める契約書が作成されていなかった。

5	団 体 名	(財)しまね国際センター	所 管 課	文化国際課
---	-------	--------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 平成元年11月1日(経過年数:17年)

(2) 目的

県民の幅広い国際交流活動、国際協力活動等を促進し、諸外国との友好親善と相互理解を深め、地域の国際化及び活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,012,500千円（県出資比率：79.0%）

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

会計処理について

貸借対照表及び財産目録で、会計上「流動資産」として区分されるべき1年未満保有の普通預金が、「その他固定資産」として区分されていた。

物品に関する諸帳簿の整備について

会計処理規程第32条に規定されている「固定資産台帳」及び会計処理規程第35条に規定されている「物品台帳」がなかった。

物品の管理について

会計処理規程第33条に規定されている「固定資産台帳」と現物との照合が行われていなかった。

また、会計処理規程第36条に規定されている「物品台帳」と現物との照合及び消耗品の現地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

団体は、主として県の財政支援を受け、県内の国際交流・国際協力事業、市町村・民間団体等の国際交流活動や在住外国人への支援等の事業を行っている。

しかしながら、近年、団体の収入が減少しているほか、県の厳しい財政状況により県受託事業が減少する傾向にある。また、平成12年度以降毎年度、運用財産が取り崩されており、このままの状況が続くと、今後、自主事業の縮小や団体の運営に支障が生じる恐れがある。

については、会費等の収入の確保に努め、人件費を始めとする経費の削減を引き続き行うとともに、自主事業の見直しや財源確保について、県と一体となって検討されたい。

6	団体名	(社福)島根ライトハウス	所管課	地域福祉課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和34年 3 月26日（経過年数：47年）

(2) 目的

利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するため次の社会福祉事業を行う。

ア 第1種社会福祉事業（養護（盲）老人ホーム、知的障害者更生施設、特別養護老人ホームの設置経営）

イ 第2種社会福祉事業（点字図書館の設置経営、老人デイサービス事業・老人短期入所事業・障害福祉サービス事業・在宅介護支援センター事業・老人居宅介護等事業の実施）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

イ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

ウ 負担金額 20,897千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

7	団 体 名	(社)松江市医師会	所 管 課	医療対策課
---	-------	-----------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和39年 6月 8日 (経過年数：42年)

(2) 目的

医道の昂揚、医学医術の普及、公衆衛生の向上及び社会福祉の増進を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設管理委託

ア 施設名 島根県立松江高等看護学院

イ 委託金額 100,158千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行うための福祉施設や病院について、団体においてはその確保が容易にできない状況にあることから、看護実習に支障が生じないよう安定的な確保に向け支援をされたい。

施設の修繕等について

松江高等看護学院は、卒業生の看護師国家試験の合格率や地域への定着率が高いことなど、本県の看護師確保に大きく貢献をしている。

しかしながら、昭和49年に建設された学院は、雨漏りが発生するなど施設の老朽化が進んでいることや、教室等が狭隘であることから学習に支障が出ている。また、建設当初想定されていなかった男子学生が相当数在学しており、それに対応する設備が十分ではない状況にある。

については、施設・設備の修繕や改良について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

スクールカウンセラーの配置について

学生生活における悩みを早期に解決するため、気軽に相談できるスクールカウンセラーの配置を検討されたい。

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行う福祉施設や病院について、その確保が容易にできにくい状況にある。

については、看護実習に支障が生じないよう県の協力を得て安定的な確保に取り組みたい。

8	団体名	(社)益田市医師会	所管課	医療対策課
---	-----	-----------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和35年10月 1 日 (経過年数 : 46年)

(2) 目的

- ア 医道の昂揚、医学技術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に資する。
- イ 開放型病院及び臨床検査センターを運営し、主治医制の確保と医療内容の向上に資する。
- ウ 県立石見高等看護学院を運営し、医療従事者の育成強化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 公の施設管理委託

- ア 施設名 島根県立石見高等看護学院
- イ 委託金額 189,234千円

3 監査の結果

(1) 所管課

- ア 改善等を要する事項
本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

- ア 改善等を要する事項
指摘事項
会計に関する規程の整備について
会計に関する規程が整備されていなかった。

9	団体名	(財)島根県環境保健公社	所管課	医療対策課
---	-----	--------------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和48年 2 月26日 (経過年数 : 33年)

(2) 目的

予防医学活動を主軸として環境保健事業を推進し、県民の健康の増進と福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

- ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。
- イ 出捐金額 1,000千円 (県出資比率 : 100%)

(2) 補助金、交付金等

- ア 補助金名 成人病予防センター機能強化補助金
- イ 内容
成人病予防センターの高度診療機能を強化するための経費を補助する。

ウ 補助金額 26,000千円

(3) 貸付金

ア 貸付金名 成人病予防センター運営資金貸付金

イ 内容

成人病予防センターの運営に要する経費を貸し付ける。

ウ 貸付金額 10,000千円 (毎年度単年度貸付、貸付利率 = 年0.002%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

予定価格の設定について

契約事務については、団体の財務規程において県の取扱いに準じて行うものとしているが、検診機器 (52,800千円) 等の購入にあたって予定価格の設定がされていないものが多数あった。

随意契約の理由について

検診機器 (同上) 等の購入にあたって、随意契約とする理由が記載されていないものが多数あった。

イ 運営の合理化に資する意見

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後 5 年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択をする必要がある。

については、団体が行う事業が公益性の認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。

契約事務の見直し等について

団体の契約の状況を見ると、ほとんどの契約が随意契約の方法によって行われている。

契約にあたっては、経済性・透明性を一層確保するため、可能な限り競争入札を行うよう努められたい。

また、契約事務については、県の取扱いに準じて行うものとしているが、県が平成16年度から実施している長期継続契約制度についても、導入を検討されたい。

10	団体名	(社福) 恩賜財団済生会支部島根県済生会	所管課	地域福祉課 医療対策課
----	-----	------------------------	-----	----------------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和27年 5月22日 (経過年数 : 54年)

(2) 目的

恩賜財団済生会創立の趣旨を承けて済生の実を挙げ、社会福祉の増進をはかることを目的として、全国にわたり医療機関及びその他の社会福祉施設等を設置し社会福祉事業等を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 江津総合病院施設整備費補助金

㍿ 内容

県西部医療提供体制整備計画に基づく県西部地域のリハビリテーション医療機能及び周産期医療機能等を確

保するために行う、江津総合病院の移転新築事業に伴う施設整備に対し支援を行う。

イ 補助金額 37,760千円

イ 補助金名 島根県診療機能強化対策補助金

ウ 内容

公的病院等の医療設備の整備に対し補助を行い、高度・特殊医療、へき地医療及び県西部医療提供体制整備計画に該当する機能等の確保充実を図るための設備整備事業に対し補助する。

イ 補助金額 15,972千円

ウ 元利補給金名 民間社会福祉施設整備資金元利補給金

ウ 内容

社会福祉施設整備に要する資金として独立行政法人福祉医療機構から融資を受けた場合に、その償還元金及び利子の全部又は一部を助成する。

イ 補助金額 22,044千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

県西部地域における医療機能について

県は、団体の江津総合病院の移転新築にあたり、県西部医療提供体制整備計画（平成14年3月策定）に基づいて、リハビリテーション医療機能及び周産期医療機能等を確保するため財政支援を行っている。

今後、この支援によって整備された機器等の活用状況を把握し、計画に定めた機能が発揮されるよう指導等に努められたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

11	団体名	(社福)島根整肢学園	所管課	障害者福祉課
----	-----	------------	-----	--------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和35年7月14日(経過年数:46年)

(2) 目的

多様な医療福祉サービスがその利用者の意向を尊重し総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域生活において営むことができるよう支援する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 元利補給金名 重症心身障害児「松江養育園」建設資金元利補給金

ウ 内容

平成8年度「松江養育園」を改築した資金の借入に対し、償還元利金の全額を補助する。

イ 補助金額 218,867千円

イ 元利補給金名 肢体不自由児施設「松江整肢学園」建設資金元利補給金

ウ 内容

平成9年度「松江整肢学園」を改築した資金の借入に対し、償還元利金の全額を補助する。

(イ) 補助金額 87,963千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

12	団 体 名	(財)島根県生活衛生営業指導センター	所 管 課	薬事衛生課
----	-------	--------------------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和59年 3月29日(経過年数:22年)

(2) 目的

島根県における生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 2,000千円(県出資比率:48.8%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

公益法人会計基準に基づく計算書類について

公益法人会計基準に基づく「計算書類の注記」が記載されていなかった。

13	団 体 名	(財)島根県みどりの担い手育成基金	所 管 課	林業課
----	-------	-------------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 平成 5年 3月22日(経過年数:13年)

(2) 目的

森林の果たす公益的機能の大切さについて、広く県民の理解を得るとともに、島根県内で林業労働に従事している者の就労条件を整備し、林業労働者の安定的確保及び島根県内で苗木生産に従事している者への技術指導と、出荷調整による良質な林業種苗の安定的な供給を図ることにより、健全な森林造成と維持管理を推進し、林業の安定的な発展に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 1,528,272千円(県出資比率:88.4%)

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の安定的な確保を図ることなどを目的とした事業に取り組まれているが、労働者数の推移をみると林業を取り巻く厳しい経営環境も影響して、平成 5 年の設立時と比較し遞減する傾向にある。

また、この事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

については、この事業等のあり方や財源の確保について団体と連携を図り検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の就労条件の改善や就労者の安定的確保に資する助成事業を通して、中山間地域の雇用の促進と森林整備に大きく貢献している。

しかしながら、輸入材の影響を受け長期にわたる国産木材価格の低迷や公共事業の削減などから県内森林組合の経営状況が悪化し、林業労働者の新規雇用が控えられる状況になっている。

一方、この団体の事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

については、この事業等のあり方について団体で進めている「基金事業検討会」における検討結果を踏まえ、森林組合等と連携し事業展開を図られたい。

14	団 体 名	(財)しまね産業振興財団	所 管 課	産業振興課 商工政策課 企業立地課
----	-------	--------------	-------	-------------------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成11年 3 月 9 日 (経過年数：7 年)

(2) 目的

島根県の産業構造の高度化、新たな産業の育成、企業の国際化及び地域の情報化を促進し、もって本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 146,196千円 (県出資比率：100%)

(2) 補助金、交付金等

ア 補助金名 しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

イ 内容

産業の高度化と新産業の創出を目指し、しまね産業振興財団が実施する企業支援活動を円滑に進めるため、これらの活動の財源として、財団が実施する基金造成の資金を補助する。

イ 補助金額 65,216千円

イ 補助金名 しまね産業振興財団管理費補助金

ア 内容

しまね産業振興財団の業務遂行に必要な人件費、事務費を補助することにより、同財団の安定した運営を図る。

イ 補助金額 208,507千円

ウ 補助金名 しまね産学官連携促進事業費補助金

ア 内容

しまね産業振興財団が行う産学官協働推進事業に要する経費を補助することにより、産学官連携による地域産業の振興に寄与することを目的に補助する。

イ 補助金額 22,473千円

エ 補助金名 しまねビジネスセンター設置運営費補助金

ア 内容

県内企業の首都圏における事業展開の足掛かりを提供し、県内企業の振興と経営の安定を図るために、しまね産業振興財団が設置する「しまねビジネスセンター」の管理・運営費を補助する。

イ 補助金額 15,862千円

オ 補助金名 財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金

ア 内容

財団法人しまね産業振興財団が実施する国際経済事業の円滑な推進を図るために補助金を交付する。

イ 補助金額 10,197千円

カ 補助金名 情報通信費補助金

ア 内容

研究開発型企業及び研究開発支援企業等を対象として、しまね産業振興財団が実施する高速通信専用回線利用補助事業及び通常通信経費補助事業に要する経費を補助することにより、本県産業の高度化及び新産業の創出を図る。

イ 補助金額 31,851千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

団体に関する情報の公開について

団体は、島根県情報公開条例第 3 5 条に規定する法人に指定されており、積極的な情報公開が求められている。

については、団体のホームページに現在掲載されていない寄附行為や収支予算書等についても掲載されたい。

15	団体名	島根県商工会連合会	所管課	経営支援課
----	-----	-----------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和36年10月24日(経過年数:45年)

(2) 目的

地区内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

ウ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会、商工会議所、商工会連合会に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

イ 補助金額 147,968千円

イ 補助金名 島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金

ウ 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業支援センター」の事業に要する経費を補助する。

イ 補助金額 49,640千円

3 監査の結果

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在 9 名の指導員が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなっている。

については、団体が実施する商工会に対する運営指導業務に影響が生じないよう指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

「今後の商工会のあり方」への取組について

団体は、合併後の各商工会が地域経済や地域社会の活性化に貢献できるよう、平成17年12月に「今後の商工会のあり方」とする報告書を取りまとめ、商工会の改革に取り組んでいる。

この報告書では、「商工会の使命と役割」「企業支援体制の抜本的強化」「財政・組織基盤の強化」等について、新しい商工会の基本となる考え方と方針、そこにいたる道筋、役職員の役割等を明らかにしている。

については、役職員一丸となってこの報告書に沿って新しい商工会づくりに取り組まされたい。

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の 9 名が平成22年度末までに 6 名に減員されることとなっている。

については、団体は、商工会の組織運営及び事業実施に係る指導に影響が生じないよう、効率・効果的な指導の進め方について検討されたい。

また、合併によって商工会の支所となる地域については、現員数での経営指導員等の配置が困難となることから、商工会に対して会員への支援・サービスが低下しないよう指導されたい。

16	団体名	東出雲町商工会	所管課	経営支援課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和35年12月 8 日 (経過年数 : 45年)

(2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 25,256千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

17	団 体 名	斐川町商工会	所 管 課	経営支援課
----	-------	--------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和36年 5月12日 (経過年数 : 45年)

(2) 目的

地区内における商工業者の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 38,515千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

18	団 体 名	大社商工会	所 管 課	経営支援課
----	-------	-------	-------	-------

1 団体の設立

- (1) 時期 昭和35年 9月 1日 (経過年数：46年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 負担金額 35,940千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

合併後の商工会の指導について

大社、佐田町、多伎町、湖陵町の各商工会は、合併により平成19年 4月から出雲商工会として新たに発足する。

出雲商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の16名から平成22年度末までに11名に減員されることとなっている。

については、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう団体を指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

19	団 体 名	国府商工会	所 管 課	経営支援課
----	-------	-------	-------	-------

1 団体の設立

- (1) 時期 昭和35年12月14日 (経過年数：45年)
- (2) 目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 19,204千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

合併後の商工会の指導について

国府、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各商工会は、合併により平成19年4月から石中央商工会として新たに発足する。

石中央商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の19名から平成22年度末までに13名に減員されることとなっている。

については、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう団体を指導されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

20	団 体 名	松江商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和27年3月16日(経過年数:54年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

イ 補助金額 86,735千円

イ 補助金名 島根県小規模経営資源強化対策費補助金

イ 内容

創業予定者や小規模事業者等の経営上の様々な課題の解決に対処するために県内に設置する「地域中小企業支援センター」の事業に要する経費を補助する。

イ 補助金額 17,912千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

21	団 体 名	浜田商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和21年11月18日(経過年数:59年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 37,182千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

22	団 体 名	大田商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和30年 6 月 1 日(経過年数:51年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会、商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 負担金額 30,027千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

23	団 体 名	安来商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和30年 8月18日 (経過年数 : 52年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 負担金額 32,202千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

24	団 体 名	平田商工会議所	所 管 課	経営支援課
----	-------	---------	-------	-------

1 団体の設立

(1) 時期 昭和23年 9月14日 (経過年数 : 58年)

(2) 目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

イ 内容

地域経済を支える原動力となっている中小企業事業者の振興と安定に寄与することを目的として商工会・商工会議所に経営指導員等を設置し、指導を行う場合に設置費及び事業費等に対して補助する。

ウ 補助金額 33,584千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

25	団 体 名	(財)島根県建設技術センター	所 管 課	土木総務課技術管理課
----	-------	----------------	-------	------------

1 団体の設立

(1) 時期 平成 8 年 3 月25日 (経過年数 : 10年)

(2) 目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本整備に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資

ア 内容 団体の設立に際し、基本財産を出捐する。

イ 出捐金額 100,000千円 (県出資比率 : 100%)

(2) 損失補償

ア 内容

団体が松江地区建設発生土リサイクルヤード(以下「リサイクルヤード」という。)の建設及び管理にあたり金融機関から借り入れした資金に対し損失補償を行う。

イ 補償額 377,000千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

イ 運営の合理化に資する意見

リサイクルヤードの運営について

リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共工事で発生する建設発生土を受け入れるため平成16年10月に整備された。

この建設発生土の受入については、公共事業が減少する中で、平成19年度以降は採算に見合う量の確保が困難なことが予測されるので、国や市町に働きかけてその確保に努められたい。

なお、搬入土のうちリサイクルできるものについては、今後、販売に向けて取り組みを進められたい。

また、リサイクルヤードの運営経費についても、創意工夫をして節減に努められたい。

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後 5 年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択する必要がある。

については、団体の事業が公益認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。

26	団 体 名	公立学校共済組合島根支部	所 管 課	福利課
----	-------	--------------	-------	-----

1 団体の設立

(1) 時期 昭和16年 2 月 1 日 (経過年数 : 65年)

(2) 目的

組合員の相互救済による給付事業及び福祉事業を行い、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進を図るとともに、公務の能率的運営に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金、交付金等

ア 補助金名 公立学校共済組合島根支部運営費補助金

㊦ 内容

公立学校共済組合島根支部の運営のために、同支部の事務 (福祉事業に係る事務を除く) に要する費用について予算の範囲内で定額助成する。

イ) 補助金額 57,217千円

イ 補助金名 公立学校教職員保健事業費補助金

㊦ 内容

公立学校教職員等の健康管理を行うため、人間ドック (1 泊 2 日、1 日外来、脳) に要する事業費の一部について、予算の範囲内で精算補助する。

イ) 補助金額 32,546千円

3 監査の結果

(1) 所管課

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

本財政的援助等に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認めた。

別表 1 財政的援助団体等の監査について

1 根拠規程

地方自治法第199条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払いを保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第244条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

2 財政的援助等の説明（主なもの）

補助金	地方公共団体が特定の者の行う事務又は事業に対し、助成又は財政上の援助を与えるために交付するもの
貸付金	地方公共団体が、特定の者のために、特定の目的をもって貸付けを行っているもの
損失補償	特定の者が、金融機関から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって、当該金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が、融資を受けた者に代わって、当該金融機関等に対してその損失を補償するとする、いわゆる損失補償契約が結ばれているもの
出 資	地方公共団体が、資本金、基本金その他これに準ずるものの 4 分の 1 以上を出資しているもの
債務保証	特定の者が金融機関から融資を受ける際、普通地方公共団体が、債務者のために、当該金融機関等に対し、その債務又はこれから生ずる利子の返済を保証するいわゆる、債務保証契約が結ばれているもの
公の施設管理	地方公共団体が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、条例の定めるところにより、地方公共団体が指定した法人その他の団体に管理を行わせているもの

3 監査結果の決定、提出、公表

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、県議会議長及び知事並びに関係のある委員会の長に監査の結果に関する報告を提出するとともに、県報で公表する。

4 監査結果報告に対する措置状況の通知、公表

監査結果報告に対し、議会、知事、委員会が措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知することになっている。通知を受けた監査委員は、当該通知の内容を県報で公表する。

別表 2 監査実施月日

	団 体	実 施 年 月 日
1	(社) 島根県私学教育振興会	平成18年11月16日
2	(財) ふるさと島根定住財団	平成18年11月20日
3	(財) 島根県市町村振興協会	平成18年11月 1 日
4	(社) 島根県トラック協会	平成18年11月20日
5	(財) しまね国際センター	平成18年11月 8 日
6	(社福) 島根ライトハウス	平成18年11月 2 日
7	(社) 松江市医師会	平成18年11月15日
8	(社) 益田市医師会	平成18年11月21日
9	(財) 島根県環境保健公社	平成18年11月16日
10	(社福) 恩賜財団済生会支部島根県済生会	平成18年11月 7 日
11	(社福) 島根整肢学園	平成18年11月22日
12	(財) 島根県生活衛生営業指導センター	平成18年11月16日
13	(財) 島根県みどりの担い手育成基金	平成18年11月15日
14	(財) しまね産業振興財団	平成18年11月 2 日
15	島根県商工会連合会	平成18年11月 2 日
16	東出雲町商工会	平成18年11月 7 日
17	斐川町商工会	平成18年11月24日
18	大社商工会	平成18年11月24日
19	国府商工会	平成18年11月22日
20	松江商工会議所	平成18年11月 2 日
21	浜田商工会議所	平成18年11月22日
22	大田商工会議所	平成18年11月21日
23	安来商工会議所	平成18年11月 8 日
24	平田商工会議所	平成18年11月 8 日
25	(財) 島根県建設技術センター	平成18年11月 8 日
26	公立学校共済組合島根支部	平成18年11月 1 日

注 所管課については、平成18年12月18日から12月22日まで書面監査により実施した。

